

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
東京都青ヶ島村

2 構造改革特別区域の名称
青耐特区

3 構造改革特別区域の範囲
東京都青ヶ島村の全域

4 構造改革特別区域の特性

青ヶ島村（以下「本村」という。）は、我が国で最小規模の自治体で、平成29年10月1日現在の人口は167名である。島外からのアクセスは容易でなく、就航率の不安定な連絡船と、9人乗りの航空機便（ヘリコプター）が唯一の交通手段である。そういった地理的特性があったために、青ヶ島独自の文化や習慣が育まれてきた。

本村は東経139度48分、北緯32度28分、伊豆諸島最南端に位置する離島である。

島内の産業について、従前は、産業の柱として肉用牛の生産を営んできた。その堆肥を利用して、さつま芋や麴をつくり島内で焼酎を生産するという、循環型農業の一片を担ってきた経緯がある。しかし、肉用牛の生産は近年では後継者不足やコストの高騰で衰退の一途をたどっている。

また、青ヶ島は火山島であることから、地熱の活用も盛んであり、村営のサウナも運営されている。

さらに、近年では観光を目的とした来島者も増加している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村は好条件の漁場に囲まれているが、大量輸送が可能な連絡船の就航率が不安定で、活魚を本土まで出荷する輸送手段がままならないため、生業としての漁業は成立しない。また、前述のとおり肉用牛での生業も近年は厳しい状況である。そこで、本村としては、従前より島内で製造されている焼酎と観光業を連携させて、地域産業の活性化を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

本村には、就航率の不安定な連絡船と9人乗りの航空機便（ヘリコプター）しか島外からのアクセスがないため、観光客の来島を増加させるためには、青ヶ島にしかない観光資源の開発が不可欠である。そこで、単式蒸留焼酎の製造免許保持者である実施主体が、単式蒸留焼酎の製造過程において副次的に生成されるアルコール度数約60度の原酒である「初垂れ（はなたれ）」を少量生産する。

「初垂れ」は蒸留器の垂れ口からとれる原酒のため、アルコール度数と香気が高く、旨味成分が凝縮されている。

これを島内の民宿、居酒屋等で飲用に販売し、「幻の焼酎」が飲める島として希少価値を高め、観光産業を活性化させることを目標としている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①新たな来島者の増加が見込まれる

- ・近年、メディアやネット等で青ヶ島が度々取り上げられ、二重カルデラ構造の孤島という特異な地理的景観や星空鑑賞等、「日本の秘境」として注目を集めている。（参考1）
- ・こうした背景により、近年、青ヶ島への来島者は増加傾向にある。（参考2）本村においても、観光客の取り込みを図るため、これまでも島料理と星空観賞を楽しむツアー等を企画してきた。島の自然に加えて、幻の焼酎「初垂れ」という青ヶ島でしか提供できない観光コンテンツを売り込むことで、来島者を年間100人程度増加させることを見込んでいる。

（参考1）メディアからの取材状況

アメリカの環境保護NGOである「One Green Planet」において「死ぬまでに見るべき世界の絶景13」に選出（2015年）。このほか、在京キー局のテレビ番組（「世界ふしぎ発見」（2017年））や主要な雑誌（「婦人画報」（2016年9月号））において青ヶ島の特集が組まれるなど、様々なメディアから取材を受けている。

（参考2）平成25年度以降の来島者推移

平成25年度	445人
平成26年度	376人
平成27年度	1559人
平成28年度	1944人

②島の観光業・焼酎産業・農業の活性化が期待できる

- ・「初垂れ」の製造、ブランド化により来島者が増加することで、島のホテルや民宿等の宿泊施設や飲食店、島内観光用のレンタカーの需要が増加することが見込まれる。青ヶ島は就航率の不安定な連絡船、航空機便（ヘリコプター）でしか来島手段がなく、来島者は必ず宿泊を伴う旅行となるため、来島者の増加は宿泊・飲食・レンタカー産業等の活性化に直結する。
- ・「初垂れ」をブランド焼酎として比較的高価格で飲用に販売することで、島内の焼酎産業の新たな収益源となり、焼酎産業全体の活性化につながることを期待される。
- ・島内の焼酎産業が活性化することで、焼酎の原料であるさつま芋の生産の増量により、地域農産物の利用拡大が期待される。

8 特定事業の名称

709（710、711） 特産酒類の製造事業

構造改革特別区域計画 別紙①

1 特定事業の名称

709(710, 711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（さつま芋、麦又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした原料用アルコール（単式蒸留機により蒸留したものに限り。以下同じ。）を製造しようとする者（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者（以下「単式蒸留焼酎製造業者」という。）に限る。）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

東京都青ヶ島村の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、原料用アルコールの製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（さつま芋、麦又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした原料用アルコールの提供を通じて地域の活性化を図るために原料用アルコールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が地域の特産物として指定した農産物（さつま芋、麦又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした原料用アルコールを単式蒸留焼酎製造業者が製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る原料用アルコールの最低製造数量基準が適用されず、より小さな事業規模でも酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大による地域農業の振興が図られるとともに、観光客など都市部との交流拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法上の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するため、制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。